

表 EU指令における輸入事業者の位置付けの整理

	エンドユース機器(EUE)のエコデザインのための 枠組み構築に関する理事会指令	電気電子機器中の有害物質の使用の規制に関する (RoHS)指令	ELVに関する指令
	現在指令素案を回覧中	欧州議会とEU各国による調停協議終了	2000年10月21日発効
目的	エンドユース機器*の設計・開発における環境側面の統合とエコデザイン要件の設定により当該機器の域内での自由な流通を確保する。 * エネルギーにより作動する機器及びエネルギーを発生・変換・測定する機器 注：従来のEEE(Impact on the Environment of Electrical and Electronic Equipment)指令案とEER(Energy Efficient Requirements)指令を統合したものの	電気電子機器(electrical and electronic equipment)中に使用される有害物質を削減し、環境に適した再生と処分を達成させることを目的とする。	本指令では、第一優先順位として車両からの廃棄物の発生を防止することを目的とし、それに加えて廃棄物の処分を低減するためにELVとその構成部品の再使用、再利用およびその他の形態による再生を目指し、さらに車両のライフサイクルに関与する全ての関係事業者、特に、ELVの処理に直接関わる事業者の環境保護能力の向上を目指す方策について規定する。
設計に係わる 規制内容	本指令の基準が適用されるエンドユース機器については、製造者は、適用要求事項に従って設計、製造しなくてはならない。 エンドユース機器を上市する前に、製造者は当該機器の適合性評価を遂行しなくてはならない。製造者は、 a) 付属書 に定められた内部設計管理（予想される環境への影響の確認と評価等の文書化）を適用できるような手続きに従う、 または、 b) 付属書 に定められた環境管理システム（環境方針を定め、特定の計画・実施を行うシステム）を適用できるような手続きに従う 上市する前に、エンドユース機器は適合マークがつけられ、適合宣言が発せられなければならない。	○加盟国は、遅くとも2006年1月1日以降、新しく市場に出荷される電子電気機器が、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール類(PBB)、ポリ臭化ジフェニールエーテル類(PBDE)を含んでいないことを保証する。 ○加盟各国が独自に導入していた有害物質の禁止措置については2006年7月1日まで維持できる。 ○指令の適用除外は付属書で規定されている。 ○指令は、廃電子・電気機器指令の付属書IAの1（大型家庭用機器）、2（小型家庭用機器）、3（IT・通信機器）、4（消費者器具）、5（照明器具）、6（電子・電子工具）、7（玩具、レジャー、スポーツ器具）、10（自動販売機）に分類される電子・電気機器に適用される。	○2003年7月以降の販売者は原則として鉛、水銀、カドミウムおよび6価クロムの使用を禁止。但し、適用除外される13品目を付属文書 で規定。なお、適用除外を継続検討される5品目については、指令発効後1年以内に決定する。 ○ELVとその構成部品および材料の解体、再使用、および再生、なかでも、再利用が十分に考慮され、かつそれが容易であるような新車の設計と生産を促進する。 ○車両メーカーが材料および装備品メーカーと連携して、再利用材料市場の発展を図るために、車両あるいは他の製品に組み込む再利用材料の量を増やすよう促す。
規制対象者	規制対象となる“製造者(manufacturer)”とは、自らの名前もしくは商標もしくは自身の利用のために当該製品を上市するという観点で、本指令に関する当該機器の適合性に責任を有する自然人または法人。	○自らのブランドで、電気電子機器を製造、販売するもの ○自らのブランドで、他者が製造した電気電子機器を販売するもの ○電気電子機器を、加盟国へ輸入、輸出するもの	規制対象となる“生産者(producer)”とは、車両メーカーまたは加盟国への職業的車両輸入者を指す。
輸入事業者の 位置づけ	○上市にあたって責任を有するという点で製造者の定義の中に輸入業者は含まれる。	○輸入事業者に対しては、生産者と同等に扱われる。	○輸入事業者に対しては、生産者と同等の規制が課せられる。